

令和5年第1回
千早赤阪村議会臨時会会議録

開会 令和5年2月2日

閉会 令和5年2月2日

千早赤阪村議会

令和5年第1回千早赤阪村議会臨時会

1. 招集年月日

令和5年2月2日

2. 招集の場所

千早赤阪村立保健センター 議事堂

3. 出席議員

1番 千 福 清 英

5番 平 田 常 信

2番 井 上 浩 一

6番 田 村 陽

3番 服 部 幸 令

7番 藤 浦 稔

4番 徳 丸 初 美

4. 欠席議員

な し

5. 署名議員

2番 井 上 浩 一

3番 服 部 幸 令

6. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村 長 南 本 齋

総 務 部 長 赤 阪 秀 樹

副 村 長 稲 山 喜与一

健康福祉部長兼福祉課長 池 西 昌 夫

教 育 長 栗 山 和 之

産業建設部長兼災害復旧室長 菊 井 佳 宏

村政戦略部長 中 野 光 二

教 育 課 長 尾 谷 浩

7. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 柏 原 美 佳

議会事務局主査 石 橋 成 元

8. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第1号 職員の定年延長に伴う関係条例の整備に関する条例制定について

日程第4 議案第2号 令和4年度千早赤阪村一般会計補正予算（第13号）

日程第5 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

午前10時00分 開会

○千福議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は7名です。定足数に達していますので、令和5年第1回千早赤阪村臨時会を開会します。

まず初めに、1月27日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

田村議会運営委員長。

○田村議会運営委員長 1月27日に開催しました議会運営委員会において、臨時会の上程予定議案の審議方法を審査いたしましたので、報告いたします。

まず、本日の付議案件は議事日程のとおり、議案第1号及び議案第2号の2件と議会運営委員会の閉会中の継続審査です。

議案第1号及び議案第2号の2議案の審議方法については、本会議において審議することに決しております。

次に、議事日程5、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを採決いたします。

また、本臨時会の会期は2月2日の1日と決しておりますので、併せてご報告いたします。

以上です。

○千福議長 ありがとうございます。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

○千福議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番井上議員、3番服部議員を指名します。

~~~~~

○千福議長 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日2月2日の1日にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日2月2日の1日と決しました。

~~~~~

○千福議長 続いて、日程第3、議案第1号職員の定年延長に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第1号は、職員の定年延長に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてでございます。

本議案は、定年年齢60歳を65歳に改めると地方公務員法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、定年年齢の延長や管理監督職勤務上限年齢制度等の導入等について所要の改正が必要な関係条例の整備に関する条例を制定するものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○千福議長 詳細説明を中野村政戦略部長。

○中野村政戦略部長 それでは、議案第1号職員の定年延長に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてご説明申し上げます。

新旧対照表をご覧ください。

第1条は、千早赤阪村職員定数条例の一部改正でございます。定年年齢が令和5年度より2年に1歳ずつ段階的に引き上げられることに伴い一時的に職員数の増加が見込まれるため、令和14年度までの職員定数については退職予定者の範囲内で定数を超えることができる旨の規定を追加するものでございます。

次に、第2条は千早赤阪村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございます。法律改正に伴う適用条項の改正でございます。

次のページをお願いします。

第3条は、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正でございます。職員の意に反する降任処分の場合は書面を交付することとなっておりますが、役職定年制による降任の場合を除く改正でございます。

次に、第4条は職員の定年等に関する条例の一部改正でございます。定年延長に伴う各制度の新設を踏まえ、目次を新たに追加するものでございます。

第1条は、法律改正に伴う適用条項の改正でございます。

次のページをお願いいたします。

第3条は、職員の定年を60歳から65歳に改正するものでございます。

第4条は、定年による退職の特例でございまして、職員の退職に伴い公務の運営に著しい支障が生じる場合においては、引き続き定年退職日に従事していた職に勤務させること

ができる改正でございます。ただし、のちほど説明いたします、第9条の規定により管理職の期間を延長する場合においては、村長の承認を得た上で3年を限度とするものでございます。

4ページをお願いいたします。

第6条は、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年の対象となる職務規程でございまして、管理職手当の支給を受けている課長代理以上の職を対象とするものでございます。

第7条は、役職定年となる年齢を60歳とするものでございます。

第8条は、他の職への降任等を行うに当たっての遵守すべき基準でございまして、第1号は降任等を行う場合は標準的な職務遂行能力や降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に降任すること。

第2号は、人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職に降任すること。

第3号は、管理監督職以外の職に降任する場合において、当該職員の上位の職制にある職員も降任する場合には上位の職制の職位と同じ職位または下位の職位に降任すること等を定めたものでございます。

第9条は、管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例についてでございます。役職定年制により管理監督職から降任する場合において、当該管理監督職に生じる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生じる場合においては、引き続き管理監督職として勤務することができる等の規定でございます。

6ページをお願いいたします。

第2項は、引き続き管理監督職として勤務する期間は1年単位とし、最長3年とするものでございます。

第3項は、年齢構成により管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず、業務遂行に重大な障害が生ずる場合においては、1年を超えない範囲で引き続き管理監督職として勤務することができる規定でございます。

第4項は、第1項から第3項の規定により期間を延長した場合において、引き続き事由がある場合にはさらに延長することができる規定でございます。

第10条は、異動期間の延長等に係る職員の同意についてでございます。第9条の規定により期間を延長等する場合は職員の同意を得なければならないと定めております。

第11条は異動期間延長事由が消滅した場合の措置でございまして、管理職として延長する事由がなくなった場合には管理職から降任する旨の規定でございます。

8ページをお願いいたします。

第12条は、定年前再任用短時間勤務職員の任用についてでございます。年齢60歳に達した日以後に退職した職員については、定年前再任用短時間勤務職員として採用することができる規定でございます。ただし、退職定年日相当日を経過した者は除くものでございます。

第13条は、村が加入する一部事務組合等の年齢60歳以上の退職者を短時間勤務職員として採用することができる規定でございます。

次に、制定附則第3項は、定年に関する経過措置でございます。第3条で規定する65歳の定年については、令和5年度から令和12年度までについて2年ごとに1歳ずつ引き上げるものでございます。

第4項は、情報の提供及び勤務の意思の確認についてでございます。年齢60歳に達する日の属する年度の前年度に60歳以後に適用される任用及び給与に関する情報を提供するとともに60歳以後における勤務の意思を確認することを規定するものでございます。

次に、第5条は職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正でございます。

10ページをお願いいたします。

減給処分について、役職定年等の影響により現に受ける給料に応じた減給となるよう改正するものでございます。

次に、第6条は職員の降給に関する条例の一部改正でございます。降給の種類、降格の事由に役職定年による場合を追加するものでございます。

11ページをお願いいたします。

第7条は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。法律改正に伴う適用条項の改正と再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改正するものでございます。

12ページをお願いいたします。

第8条は、職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。育児休業をすることができない職員に役職定年を延長された管理監督職を追加するものでございます。

次に、第9条は千早赤阪村公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正でございます。法律改正に伴う適用条項の改正でございます。

次に、14ページをお願いいたします。

第10条は、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。法律改正に伴う適用条項の改正及び再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改正するものでございます。

次に、18ページをお願いいたします。

附則第9項は、職員が60歳に達した日以後の最初の4月1日以後の給料はその者に適用される給料表上の月額7割とするものでございます。

附則第10項は、7割水準を適用しない職員の例でございまして、任期付職員、非常勤職員、役職定年を延長された職員を除くものでございます。

附則第11項は、降任等された後の職務の級の7割水準が降任される前の級の7割に達しない職員についてはその差額を支給するなどの規定を追加するものでございます。

次に、21ページをお願いいたします。

第11条は、職員の退職手当に関する条例の一部改正でございまして、法律改正に伴う適用条項の改正及び再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改正するものでございます。

次に、33ページをお願いいたします。

附則2、17項から21項までを追加し、60歳に達した日以後定年前に退職した者の退職手当の基本額の規定でございまして。

34ページをお願いいたします。

第12条及び第13条は、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正でございまして、第11条の職員の退職手当に関する条例の一部改正において附則が追加されたことに伴う改正でございまして。

次に、36ページをお願いいたします。

第14条は、定年延長に伴い定年前再任用短時間職務制に変わるにより、現行の再任用制度を廃止するものでございまして。附則として、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございまして。ただし、附則第11条の規定及び第11条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例、附則第16項の規定は公布の日から施行し、附則第18条新退職手当条例、附則第10条第4項の規定は令和4年7月1日、同条例第2条第2項及び第10条第2項並びに第11項の規定は令和4年10月1日から適用するものでございまして。

附則第2条は、用語の定義を定めております。

附則第3条は、勤務延長に関する経過措置でございまして、旧定年条例による勤務の延長期間を3年とするものでございまして。

附則第4条は、定年退職者等の再任用に関する経過措置でございまして、65歳までの暫定再任用について定めたものでございまして。

附則第5条は、村が加入する組合職員の暫定再任用について定めたものでございまして。

附則第6条、第7条は、短時間勤務職員の暫定再任用について規定しております。

附則第8条から第10条は、令和3年の地方公務員法の一部改正附則で規定している条例で定める職などについて規定しております。

附則第11条は、定年前提再任用短時間勤務職員に関する経過措置を規定しております。

附則第12条は、令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢を60年とするものでございます。

附則第13条から附則第15条は、暫定再任用職員に関する経過措置でございます。

附則第16条及び第18条は、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置でございます。

附則第17条と第19条は、暫定再任用職員に対する新退職手当条例の読替えや準用を規定しております。

以上、説明とさせていただきます。

○千福議長 お諮りします。

議案第1号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については委員会付託を省略します。

これより議案第1号に対する質疑に入ります。

ありませんか。

田村議員。

○田村議員 どうもご説明ありがとうございました。

大まかな点については、全協にてご説明いただいたので、ご質問もさせていただいたので、何点か細々とした点についてお聞きいたします。

3ページの第4条なんですけれども、こちら第4条の4行目ですか。当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるためとありますけれども、こちらの当該定年退職日において従事している職務というのは、この範囲ってというのは具体的にはどういったものになるのかお教え願えますでしょうか。

○千福議長 中野村政戦略部長。

○中野村政戦略部長 第4条の現に従事している職といたしますのは、定年退職日現在において従事している職ということで、例えば管理職等であれば、その職に従事している者ということでございまして、この特例といたしますのは、例えば定年退職によって管理職が退



職することによって業務に支障が生じる場合、例えば大きなプロジェクトがあって、その職員が退職することによって後任がいなくてという場合について、管理職としてそのまま延長できるという規定でございます。

○千福議長 ほかにありませんか。

藤浦議員。

○藤浦議員 昨日も質問させていただいて、今日は要望のほうになると思うんですけど、特に村長に対する要望をお願いします。

昨日も私、これからは人生90年、100年だということで、この改正については非常にいい改正やということで質問させていただき、担当部長なり担当課長から答弁をいただきました。

そこで、昨年ですかね、若い職員さんが退職者が非常に多かったということを知っています。これも将来を不安視したことで辞めたのが一つの原因かも知れません。この制度によって将来安定した仕事やということで、ぜひ村長は今後この改正について、課長、部長だけが知ってるんじゃなしに全職員に対するいわゆる共有をしていただいて、これから働きやすい職場になるんだということをぜひ共有していただくことを要望しておきます。

以上です。

○千福議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 質疑がないので、これにて質疑を終結します。

これより議案第1号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

これより議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

~~~~~

○千福議長 続いて、日程第4、議案第2号令和4年度千早赤阪村一般会計補正予算(第13号)を議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第2号は、令和4年度千早赤阪村一般会計補正予算（第13号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ489万8,000円を追加いたしまして、予算総額42億3,320万3,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、地方創生臨時交付金を活用した事業の増額や妊娠届出、出生届出時に助成する経費などを補正するものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○千福議長 詳細説明を赤阪総務部長。

○赤阪総務部長 議案第2号令和4年度千早赤阪村一般会計補正予算（第13号）につきましてご説明させていただきます。

本議案でございますが、歳入歳出それぞれ489万8,000円を追加しまして、予算総額42億3,320万3,000円とするものでございます。

それでは、まず10ページのほうをご覧くださいと存じます。

歳出でございますが、戸籍住民基本台帳費は、マイナンバーカード取得得点応援商品券事業に係る申請者の増による補助金の増額でございます。

予防費は、妊娠届出及び出生届出時にそれぞれ5万円を助成する出産・子育て応援補助事業に係る経費でございます。

水道費は、水道基本料金を4か月分減免する水道料金軽減事業について、実績見込みによる増額でございます。

続きまして、8ページのほうをご覧ください。

歳入でございます。

総務費国庫補助金は、地方創生臨時交付金でございます。

衛生費国庫補助金は、出産・子育て応援交付金でございます。

衛生費府補助金は、出産・子育て応援交付金でございます。

繰入金は、財政調整基金繰入金でございます。

以上、説明とさせていただきます。

○千福議長 お諮りします。

議案第2号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については委員会付託を省略いたします。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、これにて質疑を終結します。

これより議案第2号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

これより議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

~~~~~

○千福議長 日程第5、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

本件につきましては、議会運営委員長の田村委員長から閉会中に次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について調査を行いたいとの申出がありました。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり閉会中に調査を行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨決しました。

以上をもちまして本臨時会に付議されました案件は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じ、令和5年第1回千早赤阪村議会臨時会を閉会します。

皆さんお疲れさまでした。

午前10時28分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

千早赤阪村議会

議 長 千 福 清 英

議 員 井 上 浩 一

議 員 服 部 幸 令